

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和6年4月25日 12時00分頃
発生場所	愛媛県松山市興居島南方沖 頭崎灯台から真方位167° 700m付近 (概位 北緯33° 55.2′ 東経132° 42.2′)
事故の概要	プレジャーボートバンビが航行中、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和6年6月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート バンビ、5トン未満（長さ4.44m）
船舶番号、船舶所有者等	281-26377愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定 同乗者A
負傷者	負傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 不明 海象：波高 不明
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人を乗せ、興居島南方沖を航行中、前部甲板に腰を掛けていた同乗者Aが、本船が船首方からの波を受けて船首部が跳ね上がった際、体が宙に浮いて落下し、前部甲板で体を打った。</p> <p>船長は、同乗者Aが痛みを訴えたので、本船を帰航させることとし、本船は松山港に向かった。</p> <p>本船所有者の関係者は、本船帰航後、同乗者Aが腰痛で下船できない旨を聞き119番通報した。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送されたが入院はしなかった。</p> <p>船長は、本事故時、レンタルボートである本船を初めて利用した。</p> <p>船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船首方からの波によって、船首部が跳ね上がった際、船尾方を向き前部甲板に腰を掛けていた同乗者Aが宙に浮いて落下し、前部甲板で体を打ち、負傷したものと考えられるが、船長から必要な情報が得られなかったことから、負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が航行中、船首方からの波によって、船首部が跳ね上がった際、船尾方を向き前部甲板に腰を掛けていた同乗者Aが宙に浮いて落下し、前部甲板で体を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、波による上下動を緩和するため、波の方向や高さを継続的に監視し、速力及び針路を調整すること。・ 波の影響を受けやすい小型船舶の船長は、波を受けて船体が動揺するおそれがある場合、乗船者を揺れの小さい船体中央部よりも後方に乗船させること。
--------------	--